

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年4月16日(木)

開会 13時30分

閉会 15時15分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

学校教育分野

高校教育室長 土肥稔治 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 辻成尚

小中学校教育室長 鈴木繁美 小中学校教育室副室長 鈴木憲

小中学校教育室指導主事 飛岡美穂

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室副室長 東直也

特別支援教育室指導主事 平松有吾

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛 社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

社会教育・文化財保護室主事 中野環

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第2号 平成21年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

議案第3号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則案

議案第4号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について

議案第5号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について

審議結果

原案可決

原案可決

原案可決

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成21年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について

報告2 平成21年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・ **前回教育委員会（平成21年3月24日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、前回出席委員（丹保委員、向井教育長）が承認する。

・ **議事録署名人の指名**

清水明委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第2号、4号、5号が人事案件のため秘密会にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第3号を審議し、報告1、2の報告の後、秘密会の議案第2号、4号、5号を審議することを確認する。

・ **審議内容**

議案第3号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則案（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

提案理由。三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。以下は石倉社会教育推進特命監からの説明で。

（社会教育推進特命監説明）

内容につきましてご説明させていただきます。

三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則案要綱をご覧ください。改正理由といたしましては、三重県立熊野少年自然の家条例に基づき、三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正する必要があるということでございます。

改正内容でございますが、三重県立熊野少年自然の家条例を昨年度に改正し、指定管理者による管理を平成22年4月1日から実施することとしたため、指定管理者の選定に関する委員会の会議、それから、部会、委員の責務等に関する事項を規定するというところでございます。

熊野少年自然の家につきましては、平成22年度からの指定管理者制度の導入に向けまして、今年度は指定管理者の選定を行う手続きを進めていく予定でございます。熊野少年自然の家条例で、指定管理者の申請の審査を適正に行うために、教育委員会の附属機関として、選定委員会を置くことと定められておりますので、その選定委員会の組織や運営に関して必要な事項を定めた規則である三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則の一部を改正させていただくものでございます。

具体的な中身は、次の3ページをご覧ください。新旧対照表ということで整理をさせていただいております。下の部分が現行の規則、上の部分が改正案でございます。第1条の中ほどにある三重県立熊野少年自然の家条例と、該当の条文であります第7条第6項を、新たに追加しております。それから、第5条にある委員の責務のところでも、3行目に熊野少年自然の家条例と、該当条文を追加させていただきました。この部分が今回の改正の内容でございます。

【質疑】

委員長

ありがとうございます。今日の定例会から新しい委員が2人参加しているということは、先ほど説明しましたが、一般的な教育委員というのは、いわゆるレイマンであり、レイマンというのは素人ですから、アマチュアの人が教育委員になって、現在行っている教育がいかどうかということ判断していくこととなります。こういうことについても、素人である教育委員が、いわば常識を使って、良いか悪いかということ判断することとなります。

そこからいきますと、今の説明は、指定管理者制度というのは当然分かってきているものということが前提の説明であるので、以前からの教育委員には説明は要りませんが、新しい教育委員にとっては指定管理者制度の説明が必要であると思います。

それから、県立熊野少年自然の家ですが、それについても、やはりある程度説明をしてもらわないと、意味が分からないということがあります。指定管理者制度と、熊野少年自然の家について、今までどのように運営してきており、指定管理者制度によりどのように変わるのか、また、この規則について、どう変わったというようなことを分かりやすく説明してくれる方、誰かおられますか。

社会教育・スポーツ分野総括室長

指定管理者制度というのは、公の施設を民間の方に管理してもらおうという、簡単に言うとそういう制度でございます。民間で持っているノウハウや豊富な経営の情報を活用することによって、公、行政だけではできない県民へのサービス向上につなげたいということでございます。

また、総務省からの通知の中には、経費の縮減というような用語も使われておりますが、私どもとしては、効率的な運営を図ることによって、適正な経費に縮減できるということにも思っております。

熊野少年自然の家というのは、熊野市にある、青少年の健全な育成を図るための宿泊、研修施設でございます。大体 212 人ぐらいの定員があり、体育館と宿泊管理棟で主にできております。研修ができるといった面もありますし、フィールドアスレチックや野外炊飯ができるというような施設でもあります。そこに、今申しました指定管理者制度を導入するため、今年、公募をかけて、平成 22 年 4 月 1 日から民間の方に運営をしていただくというものでございます。

その指定管理者の選定をするに当たって、この議案で説明しました指定管理者選定委員会を立ち上げなければならないものですから、その選定委員会を作る規則の中に、熊野少年自然の家も入れるということでございます。

委員長

ということですが、お分かりいただけたでしょうか。分からないところはどんどん質問してもらって結構です。まず理解をしないことには、良いか悪いか判断できませんので。

そういうことで、今日の内容は今の説明にありましたように、委員を選ぶための規則の中にこの熊野少年自然の家を挿入しないといけないという改正だけですが、それに関連して何か質問はあるでしょうか。

それでは、これは皆さん異論のないということによろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告 1 平成 21 年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について（公開）

（高校教育室長説明）

平成 21 年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について、別紙のとおり報告する。平成 21 年 4 月 16 日提出。三重県教育委員会事務局高校教育室長。

三重県の高等学校の入学者選抜につきましては、今、形式として前期選抜、後期選抜、それから、もし後期選抜で定員に満たない場合は、再募集という三段階に分けて行っております。その結果について、今回、報告させていただきたいと思っております。

まず、前期選抜でございますが、2 月 9 日、10 日に全日制 51 校、122 学科・コース、定時制課程 5 校、11 学科、それから通信制課程 1 校 1 学科で行いました。前期の場合は、学科・コース、学校の特徴に応じて、特徴的な入試を行っています。前期選抜に新たに参加した学校は、上野工業高校、上野商業高校、上野農業高校の 3 校を統合した伊賀白鳳高等学校、津西高等学校の国際学科、名張西高等学校の普通科、それから、新設となる上野高等学校の理数科、合わせて 4 校、10 学科です。

全日制課程では募集人数 4,105 名に対しまして、昨年度より 504 名多かったのですが、8,446 名が志願をいたしました。結果として 4,393 名が合格をいたしました。

定時制につきましては、募集人数 198 名に対して、志願者 270 名、合格者 166 名。通信制につきましては、募集人数 48 名に対しまして、志願者 26 名、合格者 26 名ということでございます。

また、前期選抜では、連携型の中高一貫教育を行う学校が特徴的な選抜を行っており、その他、中途退学者等を対象にした特別選抜も行っております。

連携型中高一貫教育に係る選抜につきましては、3 校 4 学科で 71 名の志願者がございまして、71 名が合格ということでございます。特別選抜につきましては、全日制の 1 校 1 学科で 4 名の募集に対しまして、3 名の志願者があり、2 名が合格しております。定時制につきましては、実施 3 校で募集人数が 36 名に対し、志願者が 48 名あり、27 名が合格しております。こういう状況でございます。

それから、後期選抜。これは 3 月 12 日に学力検査を行いまして、3 月 18 日に合格者を発表いたしました。前期選抜は学校の特徴に応じた選抜をする方法ですが、後期選抜は学力検査のみで選抜をする方法でございます。

最終志願状況ですが、全日制課程では募集人数 8,759 名に対しまして、志願者数が 9,963 名、最終志願倍率が 1.14 倍でございました。これは前年度と比較しまして 0.01 ポイントの減でございます。定時制課程では、募集人数 607 名に対しまして、志願者が 344 名、志願倍率が 0.57 倍でございました。こちらは

前年度と比較いたしまして0.07ポイントの増となっております。通信制課程におきましては、募集人数414名に対しまして、志願者が68名、志願倍率が0.16倍となっております。

それから、合格者の状況ですが、全日制課程では募集定員13,225名に対しまして、合格者が12,870名、充足率が97.3%でございました。定時制課程では募集定員800名に対しまして、合格者が434名、充足率が54.3%。通信制課程におきましては、募集定員440名に対しまして、合格者が93名、充足率が21.1%でございます。

2ページをご覧ください。再募集・追加募集ということで、前期選抜、後期選抜でも定員を満たさなかった学校が再度募集をするという制度でございます。再募集につきましては、全日制課程の20校37学科・コース、それから、定時制課程につきましては、11校11学科、通信制課程につきましては2校2学科で実施いたしました。全日制課程では募集人数355名に対しまして、278名が志願し、142名が合格しました。定時制課程では募集人数366名に対しまして、108人が志願し、66名が合格しております。通信制課程では募集人数347名に対しまして、志願者76名、合格者が71名でございました。

あと、追加募集と書いてありますが、これは追加の試験であり、定時制課程において実施しました。

それから、合格者総数ということで、前期、後期、それから再募集、追加募集と実施して、それを全て合計したものでございます。全日制課程が募集定員13,225名に対しまして、合格者が13,016名、充足率が98.4%。この時点で欠員が209名出ております。それから、定時制課程では募集定員800名に対しまして、合格者が536名、充足率が67.0%。通信制課程につきましては、募集定員が440名で、合格者が166名、充足率が37.7%と、こういう状況で21年度の入学者選抜が終わりました。

以上でご説明を終わります。

【質疑】

委員長

病気等でどうしても受けられなかった生徒に対しては何もしていないのですか。

高校教育室長

追試験というものを実施しております。資料の最後にある印の部分ですが、追試験による合格者が7名います。この方々が病気等で受けられなかったものの、追試験を受けて合格されたという方々でございます。丹保委員

合格者総数のところで、昨年の充足率と欠員の差を教えてください。

高校教育室長

昨年の充足率ですが、全日制課程で99.2%でございました。今年度は98.4%であり、若干下がっています。欠員は昨年度が114名で、今年度が209名でした。定時制課程は昨年度の充足率65.9%、欠員が273名でございます。今年度は充足率67%、欠員264名です。それから、通信制課程でございまして、昨年度の充足率が38.2%、272名の欠員であり、今年度は充足率37.7%、274名の欠員となっております。

丹保委員

今、非常に不景気ですよね。その関係で、数に何らかの影響がありましたか。分かる範囲で結構なのですが、もし何か傾向的に影響があるのであれば教えてください。

高校教育室長

そこまでまだちょっと分析をしておりません。これからの分析になると思いますが、特に南勢部の地域では、欠員が多くなっております。例えば宮川高校の欠員が、昨年度11名であったものが、今年は34名です。それから、南伊勢高校ですが、昨年度、欠員が7名であったものが、今年は73名でございます。鳥羽高校は、昨年度の欠員がゼロであったものが、今年は20名です。それから、水産高校では、欠員が4人であったものが、今年23名ということで、南勢地域、それから牟婁地域では大きく影響が出ているのではないのかなと思います。それから、伊勢学園という私立の学校ができましたので、そういう影響もあるのかなとは思いますが、これからの分析になります。

委員長

例えば前期選抜の全日制課程では、募集人員よりも志願者数のほうが非常に多いですよ。また、各学校で最低点を決めて、その基準、最低点に達しない受験生を不合格にするといった理由で合格者数が非常に少ないということになっているのですか。

高校教育室長

前期選抜につきましては、各学校で求める生徒として、例えば募集定員が280名としましたら、その半分の50%を前期選抜で採るとか、学科でしたら、80名の内の25%である20名を採るとか、そういう形でかなり前期選抜は絞っています。その学校に対して、多くの生徒が志願すると倍率が高くなるので、当然不合格となる生徒も多くなるということかと思っております。

委員長

後期選抜は募集人員をほぼ全部満たす形で採るのですか。

高校教育室長

募集人数は発表していますので、前期の募集定数を差し引いた残りが後期の募集人数となります。

委員長

それは全員合格させるのですか。

高校教育室長

80名が学校の定員で、40名を前期で採ると残りあと40名ですね。その40名に対して50名来たら、やはり10人が落ちる。

委員長

募集定員分を採るのですか。

高校教育室長

募集定員分は採ります。

委員長

ということは、合格した人数が募集人数に達していないところは、受験生がそもそも少なかったということになるのですか。

高校教育室長

そうです。それに加えて、学力が足りないとか、学校の求めている生徒像に合わないという方につきましては、定数の中でも不合格にするという場合がございます。

丹保委員

今、教育の質の問題が問われていますよね。非常に低いレベルの人が高校に入った場合でも、一定レベルの高校生の水準まで育てて卒業させないといけないですよ。そうすると、入る段階で、3年間、4年間かかって育てることが難しいという子は、ご遠慮願うということをするのですか。

高校教育室長

学校の教育方針にもよると思います。学力の差が広がってきて、二極化ということがよく言われていますが、学力の低いお子さんについては、各学校において、基礎学力を上げるというような授業をしております。しかし、それにも多分ついてこられないだろうと推測されるお子さんにつきましては、申し訳ないのですが、定数内であっても不合格にするということはありません。

委員長

これは新たに委員になられた方に対する発言なのですが、昨年までの教育委員の間では、いわば今の全入に近いような形で合格させていることが本当にいいのかどうかをずっと検討してきました。今は国の方針である、できるだけ大勢入れるという形に従っていますが、三重県だけでも少しその辺りは真剣に考えるべきではないかということで、時々ではありますが検討してきました。結論は出ておりませんので、現場を見ていただいた後での話になりますが、これからもそういう検討をしていきたいと思っております。教育の力がどんどん落ちてきているのではないかという懸念もあります。そういったときに、こういう形での入学選抜が本当にいいのかどうかを課題にしていきたいと思っております。

それはともかくとして、この今の説明に対する質問はないでしょうか。よろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 平成21年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について（公開）

（特別支援教育室長説明）

平成21年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。平成21年4月16日提出。三重県教育委員会事務局特別支援教育室長。

1ページをご覧ください。県内には視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、知的障がい、病弱障がいと比較的障がいの重いお子さんを受け入れる特別支援学校が14校ございます。それぞれ小学部から高等部までを設置しております。その内、本日は高等部の選考の概要についてご説明いたします。

従来の選考の方法は、公告に基づき一度だけ受検をしていただくという方法を取っておりましたが、複数機会を求める声もございまして、今回、新しく2回の受検機会を設けることとなりました。まず、初回の選考でございますが、2月10日に実施をいたしました。志願者数、受検者数は14校を合わせますと、211名でございます。合格者数は志願者数、受検者数と同数の211名であり、各学校でそれぞれの生徒の適性に合わせて、筆記試験や諸検査、面接等を実施し合格者を決めました。内訳は自校の中学部からの合格者が99名で、地域の中学校からの合格者が112名となっております。

また、今回新しく設けました再募集による選考を3月12日に実施いたしました。西日野にじ学園、稲葉特別支援学校、玉城わかば学園、伊賀つばさ学園、この4校がこの再募集を行いました。結果は受検者数が4校合計で5名。合格者が同じく5名で、その内訳は地域の中学校からの5名でございます。全てを総計いたしますと、受検者数が216名、合格者が216名、内、本校の中学部からの合格者が99名、地域の中学校からの合格者が117名となっております。

なお、合格者の中には、2名の辞退者を含んでおります。稲葉特別支援学校において就労の関係で、それから、伊賀つばさ学園において施設入所ということで、それぞれ1名の辞退がございましたのでご報告します。

以上でございます。

【質疑】

丹保委員

選考と選抜というように分けていますよね。それは恐らく意味があることだと思います。それから、補充者数が書いてないのは恐らく選考だからかと思うのですが、ご説明をお願いします。

特別支援教育室長

選抜は志願者による願書の提出が先にございまして、これに対して筆記等の試験を行い、一定の基準で判断し、その結果により合格者を決定するものです。

選考につきましては、生徒の志願の動機を勘案し、あるいは障がいの状態が法令で定められている特別支援学校の実態に合っていれば受け入れるということを前提に選考を行います。従いまして、選考はその実態を見るというところに主眼を置いて現在実施しております。

委員長

再募集の受検者数が非常に少ないですが、この方々が再募集で受検した理由は何ですか。最初の選考のときに受けなかったのですか。

特別支援教育室長

志願をいただいた方全員につきましては、予め1月30日までに教育相談を実施させていただいております。この中で聞き取りの段階では、地域の高等学校の受検、それから専門学校の受検、これらの結果を踏まえた上で特別支援学校を受検されるというように聞いております。

委員長

こういう方々は本当ならば普通学校に行きたかったが、特別支援学校のほうがいいかなということになって、こちらのほうを受検したということですか。再募集をしようということになった理由はそれですね。普通の高校を目指していたけれども、やはり特別支援学校のほうがいいだろうということになったときに、受検をする機会が無いと困るのではないかとということが再募集の理由ですよ。

そうなってくると、この5人というのは非常に少ないような気がするが、これはいいことなのか、そうでないのか。普通高校より特別支援学校のほうがいいと途中で判断した人たちをきちんと拾い上げるという機会をつくる必要はあるでしょうか、予想しておられたのはこのような感じでしたか。

特別支援教育室長

今回、初めて実施したことなので、その把握というのは非常に困難でございますが、1月30日までの教育相談をじっくり行ない、その中で、お互いの意思を確かめ合い、学校をよく知り合うということを中心としてまいりました結果でございます。実数としては非常に少ないですが、教育相談の結果、こういう実数に落ち着いたというように分析しております。

委員長

普通高校では、特別支援教育が必要かどうかあやふやな子供たちを、むしろ普通学校に来たほうがおもしろいぞという形で引き受けようという先生たちが増えてきているのですか。それとも、やはりそれは特別支援学校に行ったほうがいいのかという消極的な先生の声のほうが多いのですか。印象としてはどうですか。

副教育長

障がいのある生徒を普通学校に受け入れようという雰囲気は段々と出てきております。本当にこの学校を卒業できるかどうか、卒業までに力を付けさせることができるかどうかということに主眼を置き、障がいを理由にした不合格はありません。

例えば石薬師高校ではダウン症の子が、3人も4人も入学する時期がございましたが、その中で先生方には本当に悪戦苦闘しながら指導していただいた。廊下へ寝転ぶような子、奇声を発する子でも、ねばり強く指導をしていく中で、その子を卒業まで導いたという事例もありました。確かに教員加配が欲しいとか、介助員が欲しいとか、いろんな要望はありますが、自分たちが手立てを講じたり、保護者の理解を得ることにより、学校に来てもらうなど、一気にノーマライゼーションまでは行かないまでも、そういう気持ちが教職

員の中にも芽生えてきたのかなと思います。

牛場委員

1月30日までに聞き取り調査をしたということですが、これはすごくいいことだなと思います。レベル的についていけない子を無理に入れると、その子も苦痛に感じると思います。居場所が無くなるよりも、やはり適正なところに導いていただいたほうがいいなと私は感じました。

委員長

現実是非常に難しそうですけどね。普通の高校の先生たちからすると、例えばダウン症の子どもたちの面倒を見るのは大変ですから。何で私たちがそういう目に遭うのか、そういう子の面倒を見ないといけないのかという印象を持つ先生方も多分多いはずです。普通から考えれば、そう思うのは当然でしょうから。そして、そのために特別支援学校があるのだから、そちらに行ってはどうかということになるのだと思います。しかし、社会に出てしまえば、普通の社会の中で生きていけないといけないわけですから、普通学校に入って教育を受けるほうがいいのかもわからない。その辺が非常に難しいのですが、今の世の中の趨勢はできるだけ一般社会と同じような普通学校で勉強するほうがいいのではないかというように動きつつありますから、我々もそういう方向でできるだけやっていけたらなと思っています。ただ、現実には色々な子どもがおり、中々選別が難しいと思いますが。

これからも再募集のような救済策を設けながら、普通学校にも挑戦をしてもらおうということはいいいことだと私は思っています。そういうことでよろしいですね。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第2号 平成21年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について（秘密会）

小中学校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第4号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第5号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。